**志摩市プレミアム付商品券取扱登録店募集要項**

１．目的

　市内の商品等において共通して利用できる「志摩市プレミアム付商品券」（以下「商品券」とする。）を発行することにより、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地元消費拡大、地域経済の活性化を図ることを目的として実施します。

２．商品券の概要

（１）　名　　称　志摩市プレミアム付商品券「御食国志摩・元気券」

（２）　発 行 主　志摩市商工会

（３）　発行総額　３億円

（４）　発行冊数　６０,０００冊

（５）　販売価格　１冊　４,０００円（１枚５００円券×１０枚＝５,０００円分）

（６）　プレミアム率　２５％

（７）　販売期間　令和元年１０月１日から令和２年２月２１日まで

（８）　利用期間　令和元年１０月１日（火）から令和２年２月２９日（土）

（９）　販売方法　対象者に対し販売。販売場所は、確定次第、情報提供を行う。

（10）　購入上限　対象者１人つき、５冊まで

（11）　使用店舗　志摩市内の取扱登録店に限る。

３．取扱登録店の参加資格

　志摩市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（１）から（４）に該当する事業所を除いたもので、「商品券」を使用できるものとする。

（１）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行っている事業者

（２）　特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

（３）　「商品券」の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う事業者

（４）　役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者

４．「商品券」の取り扱い

「商品券」は、次の（１）から（６）のとおり取り扱うものとする。

（１）　物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とすること。

（２）　現金化はできないこと。

（３）　購入者に対して、つり銭の支払いは行わないこと。

（４）　支払い不足分は現金等で受け取ること。

（５）　利用期間を過ぎた「商品券」は受け取らないこと。

（６）　「商品券」の紛失及び盗難、破損に対し、発行主はその責を負わないこと。

５．「商品券」の利用対象にならないもの

（１）　不動産や金融商品

（２）　たばこ

（３）　商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

（４）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

（５）　国税、地方税や使用料などの公租公課

（６）　その他、発行主が適当でないと認めたもの

６．取扱登録店の責務

（１）　取扱登録店であることが明確になるよう、発行主が配布するポスター等を利用者が分かりやすい場所に提示すること。

（２）　各取扱登録店において、本券を利用対象外とする商品を独自で定める場合は、予め、利用者が認識できるように明示しておくこと。

（３）　利用者が持ち込んだ「商品券」は、受け取る前に問題がないかを確認すること。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造された「商品券」と判別できる場合は、「商品券」の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに発行主まで報告を行うこと。

１

（４）　「商品券」を受け取った時は、他店での再使用を防止するために裏面の取扱店欄に必要事項を記入すること。

（５）　「商品券」の交換、譲渡及び売買は行なわないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された「商品券」のみ換金可能とする。

（６）　取扱登録店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。

（７）　期間途中で取扱登録店を脱退せず、「商品券」の利用期間中は継続すること。

（８）　利用者から受け取った「商品券」は、換金時まで適切に管理を行うこと。利用者から受け取った「商品券」の紛失、盗難、換金期限切れによる損失に対して、発行主は一先その責を負わない。

７．取扱登録店申請手続きについて

（１）　申請方法

　　　この「取扱登録店募集要項」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、（２）に記載してある申請先へ郵送、ＦＡＸ、または直接持参すること。

「取扱店登録申請書兼誓約書」は志摩市商工会窓口もしくはホームページ等からダウンロードすること。

＜志摩市商工会ホームページ＞　<http://shimasho.jp/>

（２）　申請書の提出先

　　　志摩市商工会（〒５１７-０５０１　　志摩市阿児町鵜方５０１２）

（３）　申請期間

**募集開始日（令和元年７月８日から令和２年１月末日必着）**

※令和元年８月１３日までに申請した取扱登録店は、「商品券」購入者の募集時に取扱登録店一覧表の　チラシに掲載することが可能。

（４）　申請後の審査・承認

　　　申請のあった事業者は、発行主の審査を経て、取扱登録店として承認を行う。また、承認した場合には後日、特定事業者登録証明書を交付する。

（５）　申込み時の注意事項

　ⅰ　個別店舗毎に申込みを行うこと。志摩市内に複数の店舗を有する場合であっても、店舗毎に申請書を作成すること。

ⅱ　複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みは不可とする。個別のテナント毎に申請すること。

（６）　配布予定物として、説明会において取扱店ポスター等の関係書類の配布を行う。

８．換金について

（１）　換金方法

　　　　換金の方法は、特定事業者が発行主の指定された換金袋に必要事項を記入し、発行主の指定する金融機関窓口にて指定口座へ振込するものとする。

（２）　換金に必要なもの

指定された換金袋に使用済みの商品券を入れ必要事項を記入した換金袋

（３）　換金手数料

換金にかかる手数料は無料とする。

（４）　換金期間

令和元年１０月１日から令和２年３月１３日まで

（５）　換金場所

　　確定次第、情報提供を行う。

９．取扱登録店の取消等について

この「取扱登録店募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱登録店の承認を取り　　消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。

１０．その他留意事項について

（１）　取扱登録店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「商品券」を利用できる取扱登録店として、志摩市商工会のホームページ等で広報を行います。

（２）　この「取扱登録店募集要項」に記載されていない事項は、志摩市商工会へ問い合わせること。

＜問合せ先＞

◆志摩市商工会【〒５１７－０５０１　志摩市阿児町鵜方５０１２】

ＴＥＬ ０５９９－４４－０７００　／　ＦＡＸ　０５９９－４３－５１４６

２